様式第一(第三条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

計画書

年 月 日

長岡市長 様

提出者の住所又は 主たる事務所の所在地 提出者の氏名又は名称 代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項(同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

## (本欄には記入しないでください。)

受付欄			適合判定通知書番号欄			決裁欄
年	月	日	年	月	日	
第		号	第		号	
係員氏名			係員氏名	名		

# [建築主等に関する事項]

【1.建築主】					
【イ.氏名のフリガナ】					
【口. 氏名】					
【ハ.郵便番号】					
【二.住所】					
【ホ. 電話番号】					
【2. 代理者】					
【イ.氏名】					
【口.勤務先】					
【ハ.郵便番号】					
【二. 住所】					
【ホ. 電話番号】					
【3. 設計者】					
(代表となる設計者)					
【イ. 資格】	(	)建築士	(	)登録第	号
【口. 氏名】					
【ハ. 建築士事務所名】	(	) 建築士事務所	( )	)知事登録第	号
【二.郵便番号】					
【ホ. 所在地】					
【へ. 電話番号】					
【ト.作成した設計図書	<u> </u>				
(					
(その他の設計者)	,	> = 1, tr		)	_
【イ. 資格】	(	)建築士	(	)登録第	号
【口. 氏名】	,	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	,		_
【ハ.建築士事務所名】	(	)建築士事務所	( )	)知事登録第	号
【二.郵便番号】					
【ホ. 所在地】					
【へ. 電話番号】	. •				
【ト. 作成した設計図書	· ]				
【イ.資格】	(	)建築士	(	)登録第	号
【7. 頁俗】 【口. 氏名】	(	)建築工	(	<i>)</i> 豆啉另	ク
【ハ. 建築士事務所名】	(	)建築士事務所	(	) 知東於母等	号
<ul><li>【ハ・建築工事務所名】</li><li>【二・郵便番号】</li></ul>	(	) 建架工事伤別	( )	7 和尹兌琳先	7
【小. 斯皮爾 5】					
【へ、電話番号】					
【ト. 作成した設計図書	:1				
■  □・	1				
【イ. 資格】	(	)建築士	(	)登録第	号
【口. 氏名】	`	, ~~~	`	/ 242/14	,,
【ハ、建築士事務所名】	(	) 建築士事務所	( )	)知事登録第	号
	`		_ · /		

【二. 郵便番号】			
【ホ. 所在地】			
【へ. 電話番号】			
【ト.作成した設	計図書】		
【4.確認の申請】			
□申請済(	)		
□未申請(	)		
【5. 備考】			

## (第三面)

# 建築物エネルギー消費性能確保計画

# [建築物に関する事項]

【1. 地名地番】			
【2.敷地面積】	m²		
【3.建築面積】	m²		
【4. 延べ面積】	m²		
【5.建築物の階数】 (地_	上)	階 (地下)	階
【6.建築物の用途】 □非住宅建築物 □一〕	■建ての住宅	□共同住宅等  □複合建績	<b>桑物</b>
【7. 工事種別】 □新築	□増築	□改築	
【8. 構造】	造 一部	造	
【9. 該当する地域の区分】	地域		
【10. 工事着手予定年月日】	年 月	日	
【11. 工事完了予定年月日】	年 月	日	
【12. 備考】			

【1. 非住宅部	分の用途】							
【2. 建築物の	住戸の数】							
	建築物全	体	戸	≓				
【3. 建築物の	床面積】							
		(床	新 <b>看</b> )	(開放音	8分を除いた	(開放	部分及び共用部分を	
		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					た部分の床面積)	
		,	2 \	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		<b>然 (</b> .		
【イ.新築】	A 41	(	$m^2$ )	(	m²)	(	$m^2$ )	
【口. 増築】	全体	(	$m^2$ )	(	$m^2$ )	(	$m^2$ )	
	增築部分	(	$m^2$ )	(	$m^2$ )	(	m²)	
【ハ.改築】	全体	(	$m^2$ )	(	$m^2$ )	(	$m^2$ )	
	改築部分	(	$m^2$ )	(	$m^2$ )	(	$m^2$ )	
【4. 建築物の	)エネルギ	一消費	性能】					
   【イ. 非住宅								
	ルギー消費	量に関	する事項	頁)				
	令第 1 条第							
	次エネルギ			GJ/4	Ę.			
設計一	次エネルギ	一消費		GJ/4				
B <sub>E</sub> I	*		)					
· ·	Iの基準値		: 1 P - 1 a	) # 潍				
□ □ 基準旬 BEI	令第1条第 <i>(</i>	↓↓垻东	) 1 )	ノ 全 华				
	Iの基準値	î	)	)				
,	通大臣が認		法及びる	, との結果	•			
(				)				
【ロ. 一戸建	まての住字`	1		,				
_	等を通して	_	損失の防	方正に関	する事項)			
	令第1条第							
	均熱貫流率				(基準値	W	$I/(m^2 \cdot K))$	
冷房期	の平均日射	熱取得	率		(基準値		)	
□基準省	令第1条第	<b>1</b> 項第	32号イ(2	2)の基準				
□国土交	通大臣が認	める方	法及びる	その結果	:			
(				)				
□基準省	令第1条第	1項第	32号イカ	とだし書	の規定による	適用除	外	
(一次エネルギー消費量に関する事項)								
	□基準省令第1条第1項第2号口(1)の基準							
	次エネルギ			GJ/4	•			
	次エネルギ	一消費	<b>党量</b>	GJ/4	丰			
BEI	`	•	)	N & # 3#				
□基準省令第1条第1項第2号ロ②の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果								
	<b>地</b> 大足か認	める万	広及いる	この結果				
I (				)				

【ハ.共同住宅等】
(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
□基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
(
(一次エネルギー消費量に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号口(1)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ( )
□基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
【二.複合建築物】
□基準省令第1条第1項第3号イの基準 (非住宅部分)
(升任七部分) (一次エネルギー消費量に関する事項)
□基準省令第1条第1項第1号イの基準
□ 差準   市 第 1 未 第 1 項 第 1 万 1 の 差 準
要字 - 次二ネルマ - 行資 量
BEI ( )
(BEIの基準値 )
□基準省令第1条第1項第1号ロの基準
B E I ( )
(BEIの基準値)
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
(住宅部分)
(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
□基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
(一次エネルギー消費量に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号□(1)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号) ************************************
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年 B E I ( )
□基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
□基準省令第1条第1項第3号ロの基準
(複合建築物)

```
(一次エネルギー消費量に関する事項)
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI()
(BEIの基準値 )
(住宅部分)
(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
□基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
( )
```

# [住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】			
【2. 住戸の存する階】	階		
【3. 専用部分の床面積】	m²		
【4. 住戸のエネルギー消費性能			
(外壁、窓等を通しての熱の損	員失の防止に関する事項)		
□基準省令第1条第1項第2	2 号イ(1)の基準		
外皮平均熱貫流率	W/(m²・K) (基準値	$W/(m^2 \cdot K))$	
冷房期の平均日射熱取得率	区 (基準値	)	
□基準省令第1条第1項第2	2 号イ(2)の基準		
□国土交通大臣が認める方法	<b>去及びその結果</b>		
(	)		
(一次エネルギー消費量に関す	トる事項)		
□基準省令第1条第1項第2	2号口(1)の基準		
基準一次エネルギー消費量	量 GJ/年		
設計一次エネルギー消費量	量 GJ/年		
BEI (	)		
□基準省令第1条第1項第2	2号口(2)の基準		
□国土交通大臣が認める方法	<b>法及びその結果</b>		
(	)		

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項			
(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防」	止に関する措	置	
1)屋根又は天井 【断熱材の施工法】□内断熱 □	]外断熱 □	]両面断熱	
□充填断熱 □	外張断熱 □	]内張断熱	
	$(m^2 \cdot K))$	]熱抵抗値(	$(m^2 \cdot K)/W)$
2) 壁 【断熱材の施工法】□内断熱 □	]外断熱 □	]両面断熱	
□充填断熱□□	外張断熱 □	内張断熱	
	$(m^2 \cdot K))$	]熱抵抗値(	$(m^2 \cdot K)/W)$
3) 床 (イ)外気に接する部分			
【該当箇所の有無】□有 □無			
【断熱材の施工法】□内断熱	□外断熱		
□充填断熱 【断熱性能】□熱貫流率(	□外張断熱 W/(m²・K))		$(m^2 \cdot K)/W)$
(ロ) その他の部分	W/ (III · IX))		(III · II) / W)
【該当箇所の有無】□有 □無			
【断熱材の施工法】□内断熱 □充填断熱	□外断熱 □外張断熱		
【断熱性能】□熱貫流率(	W/(m²·K))		$(m^2 \cdot K)/W$
4) 土間床等の外周部分の基礎壁	, , , , , ,		, , , ,
(イ) 外気に接する部分			
【該当箇所の有無】□有 □無 【断熱性能】□熱貫流率(	$W/(m^2 \cdot K)$	□熱抵抗値(	$(m^2 \cdot K)/W)$
(ロ) その他の部分	, (		(
【該当箇所の有無】□有 □無	w / ( 2 v)	口劫托社体(	( 2 17) (W)
【断熱性能】□熱貫流率( 5)開口部	W/(m • K))	□熱抵抗胆(	$(m^2 \cdot K)/W)$
【断熱性能】熱貫流率 (W/(m²	• K))		
【日射遮蔽性能】	亡./日. <del></del>		\
□開口部の日射熱取得率(日射熱 □ガラスの日射熱取得率(日射熱 ■			)
□付属部材	<b>从</b> 付十		)
口ひさし、軒等			
6)構造熱橋部 【該当箇所の有無】□有 □無			
【断熱性能】断熱補強の範囲(	mm) 断剂	熱補強の熱抵抗	値 ( m²・K)/W)
(2) 一次エネルギー消費量に関する措置			
【暖房】暖房設備( 効率(			)
			)
【冷房】冷房設備( 効率(			)
/// · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			)
·			)
【照明】照明設備(			)
【給湯】給湯設備(			)
効率(			, )

2. 備考

#### 1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例によります。
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
  - (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
  - (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

#### 2. 第一面関係

- ① 提出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ② 設計者氏名については、代表となる設計者の氏名を記載してください。

#### 3. 第二面関係

- ① 建築主が2者以上の場合は、【1.建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- ② 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ③ 【2.代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- ④ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び提出に係る建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る他の全ての設計者について記入してください。設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ⑤ 【4.確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✔」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨(申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出てください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。

#### 4. 第三面関係

- ① 【6.建築物の用途】及び【7.工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ② 【9. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます(以下同じ。)。

#### 5. 第四面関係

- ① 【1. 非住宅部分の用途】の欄は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別紙の表の用途の区分に従い記入してください。
- ② 【2.建築物の住戸の数】の欄は、第三面の【6.建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ③ 【3.建築物の床面積】の欄は、第三面の【7.工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記載してください。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載してください。「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、第三面の【6.建築物の用途】で

「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

- ④ 【3.建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号。以下「令」という。)第3条に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、同条に規定する階又はその一部及び住宅部分のうち共用部分を除いた部分の面積をいいます。
- ⑤ 【4. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イから二までのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イから二までの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
  - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✔」マークを入れた上で記載してください。
  - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値( 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
  - (3) 【ハ. 共同住宅等】及び【ニ. 複合建築物】の(住宅部分)の「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅(複合建築物の場合は住宅部分。以下この(3)において同じ。)全体(住宅の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分全体)での数値を記載してください。
  - (4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
  - (5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。以下この(5)及び(6)において同じ。)で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「BEI」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量((5)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。)についての基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST}$ ={( $E_{SAC}$ + $E_{SV}$ + $E_{SL}$ + $E_{SW}$ + $E_{SEV}$ )×B+ $E_{M}$ }×10<sup>-3</sup>」とあるのは、「 $E_{ST}$ =( $E_{SAC}$ + $E_{SV}$ + $E_{SEV}$ + $E_{M}$ )×10<sup>-3</sup>」とします。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
  - (6) 「BEIの基準値」は、基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「BEIの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑥ 第四面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その 他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

### 6. 第五面関係

- ① 第五面は、第三面の【6.建築物の用途】の欄で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選択した場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3.専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
  - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 又は(一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✔」マークを入れた上で記載してください。
  - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基

準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。

- (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準」 を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準 一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「B EI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ④ 第五面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

## 7. 別紙関係

- ① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物については、その住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。共同住宅等又は複合建築物の増築又は改築については、1欄の措置のうち、記載しないものについては削除して構いません。
- ② 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「**√**」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- ③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」の うち、該当するチェックボックスに「 $\checkmark$ 」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。
- ④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ⑤ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
- ⑥ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✔」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち8の地域に存する複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5 度以外の方位に設置する開口部について記載してください。
- ① 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✔」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
- ⑧ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器(「照明」にあっては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨)とその効率(「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。)を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力(全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。)(熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値)を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
- ⑨ 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。